

災害時等非常用電源導入支援のご案内

独立行政法人農畜産業振興機構（alic）が、災害等による停電に備え、非常用電源を計画的に導入する取組を令和4年度も引き続き支援。

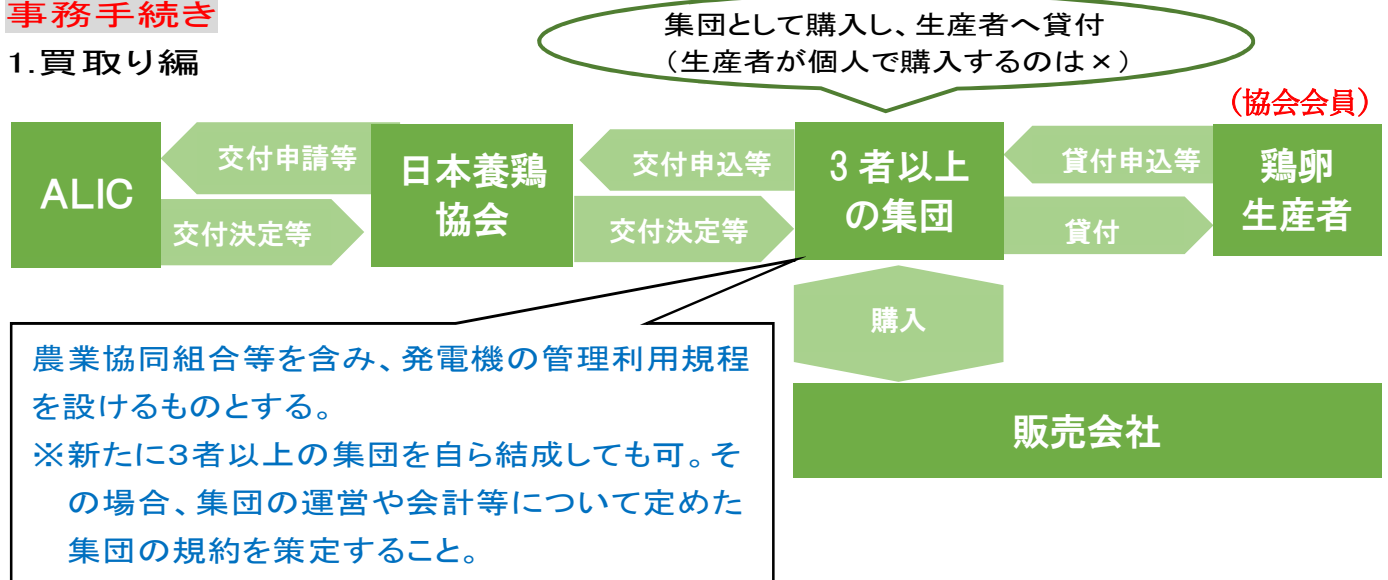
※令和4年度の募集は今回の1回のみとなる可能性がありますので、今回のご提出をお願いいたします。また、令和4年度からの対象は、当協会会員様に限られます。（今後の会員申込者含みます。）

- ・発電機の実取り：本体価格の50%以内を補助※
- ・発電機の実ス：リース料の軽減（発電機本体価格の50%相当以内）※
- ・令和4年度内（令和5年3月31日まで）の設置・検収完了が必須

※発電機の実取り／リース共に50%を保証するものではありません。

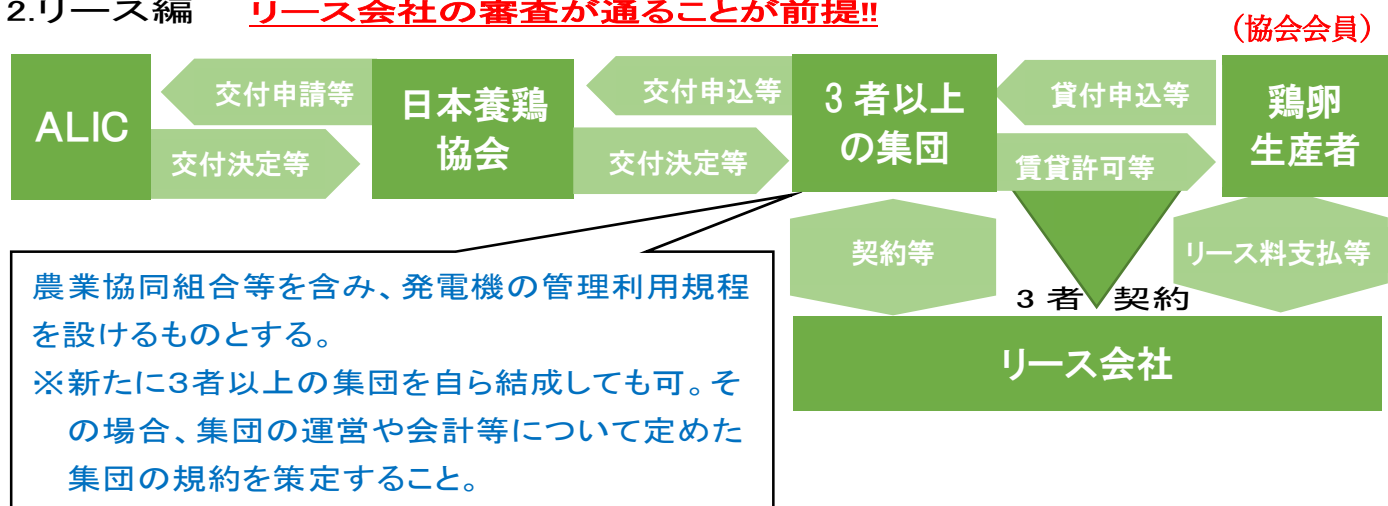
事務手続き

1. 実取り編



2. リース編

リース会社の審査が通ることが前提!!



〔留意事項〕

- ◆本事業は、予算の制約があります。別途ご案内の要望調査の集計結果に応じて、募集が今回限りで終了となる可能性がありますので、**令和4年6月14日(火)の期限**までに、必ず要望調査書を提出願います。期限を超えての要望書の受付はできません。なお、単純な機械更新については、対象外となります。
- ◆令和5年3月末日までに整備・検収が完了する場合のみ、本事業の対象となります。**令和5年4月以降完了分は補助対象外**となるので、完了時期については、十分ご留意願います。
- ◆本事業で導入する非常用電源(以下、「発電機」という)は、天災害等による停電時に鶏舎等(家畜の生命維持に要する機械)の電力を確保するものに限ります。(GP センターは対象外。)応募に際しては、鶏舎等の必要電力量の算定根拠資料(第三者による資料)が必要です。
- ◆発電機の見積もりは、**必ず3者以上の相見積もりが必要です**。
ただし、時間的な制約がありますので、要望調査においては、とりあえず1者での見積もりでも結構です。(実際の申請時は3者見積もりが必要です。)事前に発電機の導入可能時期をご確認ください。また、電気事業法による設置者の義務等について、ご留意をお願い致します。
- ◆発電機の設置工事、運搬等にかかる費用は、各養鶏経営体のご負担となります。
- ◆本事業を活用して発電機を導入する場合、**7年間は処分(契約解除、譲渡、交換、貸付け等)に制限**がありますので、ご注意ください。
- ◆メンテナンス料込みのリースも可とし、再リースも可、所有権移転リースも可です。但し、これらに係る費用は事業の対象となりません。
- ◆買取りの場合、支払い条件によっては**一時的に補助金分も立替**のうえお支払い頂く可能性があります。資金のご用意にはくれぐれもご留意願います。
- ◆「いざ停電」の際「故障で動かない」ことの無いよう、日頃のメンテナンスを必ず行ってください。例えば、動産総合保険への加入や、メンテナンス契約なども考えられます。
- ◆3者以上の生産者集団の要件については、＜実施要領第3の1＞をご覧ください。

【生産者集団等】

生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合。

個人経営の方が構成員になる際には、必ず生産者集団の役員に選任願います。

- ◆生産者集団等の構成員の方には、日本養鶏協会に対する生産者集団の債務に関し**連帯保証**をお願い致します。
- ◆事業の詳細については、家きん経営災害緊急支援対策事業実施要領等をご覧ください。

〔規程・様式等〕

- ◆日本養鶏協会のHPに各種規程・申請様式等を掲載しておりますので、ご活用願います。バナー **畜産経営災害総合対策緊急支援事業** からご覧頂けます。

お問い合わせ先: (一社)日本養鶏協会 業務第一部 TEL 03-3297-5515

<https://www.jpa.or.jp/>